

## 公表資料

令和 7 年 12 月 9 日  
総務部 総務課

地方公務員法第 29 条第 1 項の規定に基づき、職員の懲戒処分を行いましたので、次のとおり公表します。

### 1 懲戒処分

#### ① 不適切な事務処理

被処分者	建設部 部長
処分内容	減給 100 分の 5_1 月
処分年月日	令和 7 年 12 月 8 日
概要	当該職員は、し尿処理施設整備工事において、当時、管理監督する地位にあり、不適切な事務処理を行った。
根拠規定	地方公務員法第 29 条第 1 項第 2 号

#### ② 不適切な事務処理

被処分者	教育部 教育施設課長
処分内容	減給 100 分の 5_1 月
処分年月日	令和 7 年 12 月 8 日
概要	当該職員は、し尿処理施設整備工事において、当時、管理監督する地位にあり、不適切な事務処理を行った。
根拠規定	地方公務員法第 29 条第 1 項第 2 号

#### ③ 不適切な事務処理

被処分者	環境衛生局 下水道課長
処分内容	戒告
処分年月日	令和 7 年 12 月 8 日
概要	当該職員は、し尿処理施設整備工事において、当時、実務を担当する地位にあり、不適切な事務処理を行った。
根拠規定	地方公務員法第 29 条第 1 項第 2 号

### 2 その他

上記処分のほか、同工事の検査担当職員 3 名に対し、文書訓告又は口頭注意を行った。